

## 第3回定例会会議録

平成30年 9月20日(木)

開 会 午前10時00分

○議長(小井土哲雄君) これより、本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより、委員長報告を求めます。

9月7日の本会議において各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案について、日程に従いまして、各常任委員長から報告願います。

―――日程第1 議案第55号 財産の取得について―――

―――日程第2 議案第56号 御代田町公告式条例の一部を

改正する条例案について―――

―――日程第3 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第1 議案第55号 財産の取得について、日程第2 議案第56号 御代田町公告式条例の一部を改正する条例案について、日程第3 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます、

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(市村千恵子君) おはようございます。1ページをお開きください。

平成30年9月20日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

委員長審査報告書

議案第 5 5 号 財産の取得について

議案第 5 6 号 御代田町公告式条例の一部を改正する条例案について

議案第 5 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第 5 5 号から 5 7 号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 5 5 号から第 5 7 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 5 5 号 財産の取得について、議案第 5 6 号 御代田町公告式条例の一部を改正する条例案について、議案第 5 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第 4 議案第 5 8 号 御代田町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第4 議案第58号 御代田町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

井田理恵町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 井田理恵君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（井田理恵君） 2ページをお開きください。

平成30年9月20日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

町民建設経済常任委員長 井田理恵

委員長審査報告書

議案第58号 御代田町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、町民建設経済常任委員長の報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第58号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第58号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第58号 御代田町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については委員長報告のとおり決しました。

―――日程第5 議案第59号 平成29年度御代田町一般会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第5 議案第59号 平成29年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（市村千恵子君） 1ページをお開きください。

平成30年9月20日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

委員長審査報告書

議案第59号 平成29年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について（総務

福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（井田理恵君） なし。

○議長（小井土哲雄君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま各常任委員長から報告がありました議案第59号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第59号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第59号 平成29年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

- ―――日程第 6 議案第60号 平成29年度御代田財産区特別会計  
歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第 7 議案第61号 平成29年度小沼地区財産管理特別会計  
歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第 8 議案第62号 平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計  
歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第 9 議案第63号 平成29年度御代田町介護保険事業勘定特別会計  
歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第10 議案第64号 平成29年度御代田町後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算の認定について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第6 議案第60号 平成29年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7 議案第61号 平成29年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8 議案第62号 平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 議案第63号 平成29年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出

決算の認定について、日程第10 議案第64号 平成29年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(市村千恵子君) 1ページをお開きください。

平成30年9月20日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

委員長審査報告書

議案第60号 平成29年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 平成29年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成29年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成29年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(小井土哲雄君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第60号から第64号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第60号から第64号については、討論を省略し、直ちに一括して採決した

いと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第60号 平成29年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号 平成29年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号 平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号 平成29年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号 平成29年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第11 議案第65号 平成29年度御代田町住宅新築資金等貸付事業  
特別会計歳入歳出決算の認定について―――

―――日程第12 議案第66号 平成29年度御代田町公共下水道事業  
特別会計歳入歳出決算の認定について―――

―――日程第13 議案第67号 平成29年度御代田町農業集落排水事業  
特別会計歳入歳出決算の認定について―――

―――日程第14 議案第68号 平成29年度御代田町個別排水処理施設整備事業  
特別会計歳入歳出決算の認定について―――

―――日程第15 議案第69号 平成29年度御代田小沼水道  
事業会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第11 議案第65号 平成29年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12 議案第66号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13 議案第67号 平成29年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出

決算の認定について、日程第14 議案第68号 平成29年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15 議案第69号 平成29年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

井田理恵町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 井田理恵君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(井田理恵君) 2ページをお開きください。

平成30年9月20日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

町民建設経済常任委員長 井田理恵

委員長審査報告書

議案第65号 平成29年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 平成29年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第68号 平成29年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第69号 平成29年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(小井土哲雄君) 以上で、町民建設経済常任委員長の報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第65号から第69号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。



これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第65号から69号は、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第65号 平成29年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 平成29年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号 平成29年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 平成29年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり決しました。

―――日程第16 議案第70号 平成30年度御代田町

一般会計補正予算案(第3号)について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第16 議案第70号 平成30年度御代田町一般会計補正予算案(第3号)について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(市村千恵子君) 1ページをお開きください。

平成30年9月20日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

委員長審査報告書

議案第 70 号 平成 30 年度御代田町一般会計補正予算案（第 3 号）について  
（総務福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（井田理恵君） なし。

○議長（小井土哲雄君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま各常任委員長から報告がありました議案第 70 号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 70 号については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 70 号 平成 30 年度御代田町一般会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- 特別会計補正予算案（第1号）について――  
――日程第18 議案第72号 平成30年度御代田町国民健康保険事業勘定  
特別会計補正予算案（第1号）について――  
――日程第19 議案第73号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定  
特別会計補正予算案（第1号）について――  
――日程第20 議案第74号 平成30年度御代田町後期高齢者医療  
特別会計補正予算案（第1号）について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第17 議案第71号 平成30年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、日程第18 議案第72号 平成30年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第19 議案第73号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第20 議案第74号 平成30年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（市村千恵子君） 1ページをお開きください。

平成30年9月20日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

委員長審査報告書

議案第71号 平成30年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第1号）について

議案第72号 平成30年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）について

議案第73号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）について

議案第74号 平成30年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第71号から第74号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第71号から第74号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第71号 平成30年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、議案第72号 平成30年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第73号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第74号 平成30年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第21 議案第75号 平成30年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第21 議案第75号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

井田理恵町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 井田理恵君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（井田理恵君） 2 ページをお開きください。

平成30年9月20日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

町民建設経済常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

議案第75号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第75号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第75号については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第75号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案については委員長報告のとおり決しました。

―――日程第22 発委第2号 御代田町議会会議規則の一部を改正する

規則案について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第22 発委第2号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題とします。

発委案についての朗読をします。

木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） 3ページをお願いします。

発委第2号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案について

上記規則案について、地方自治法第109条第6項及び御代田町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年9月20日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

提出者 議会運営委員長 仁科英一

次のページをお願いします。

御代田町議会会議規則の一部を改正する規則（案）

御代田町議会会議規則の一部を次のとおり改正する。

本規則の一部改正ですが、本会議において、自席での発言ができるようにするため、ただし書きを加え、あわせて第2項を追加し、議長が必要に応じて自席で発言する者を登壇させることができるよう改正を行うものです。

附則として、この規則は公布の日から施行します。

次のページは、新旧対照表ですので、参考をお願いします。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 本案について趣旨説明を求めます。

仁科英一議会運営委員長。

（議会運営委員長 仁科英一君 登壇）

○議会運営委員長（仁科英一君） 発委第2号の趣旨説明を行います。

現行の規則では、発言は全て登壇してしなければなりません、本会議のスムーズな進行のため、自席での発言ができるようにしたいと考えます。あわせて、必要に応じて、自席で発言する議員または参考人などの関係者を登壇させることができるようにするものです。

具体的には、本定例会の後に開かれる本会議から、議案質疑において運用したいと考えます。

この議案については、議会運営委員会の審議により、委員会の発委といたします。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、発委案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

発委第2号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、発委第2号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり決しました。

―――日程第23 御代田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第23 御代田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について。

これより、任期満了に伴う御代田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

これをもって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

事務局長に朗読させます。

木内議会事務局長。

(議会事務局長 木内一徳君 登壇)

○議会事務局長(木内一徳君) 6ページをお願いします。

選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について。

選挙管理委員会委員及び補充員について、次のとおり指名する。

まず、委員の氏名から申し上げます。高山千之氏、村上普士氏、市川清氏、砂連尾佳司氏。

住所、生年月日については、記載のとおりでございます。

続いて、補充員であります。

窪田雄一氏、堀籠幸子氏、吉田京子氏、水谷誠子氏。

住所、生年月日は、記載のとおりです。

任期は、平成30(2018)年10月7日から2022年10月6日までの4年間です。

補充員の備考欄に記載された数字は、補充の順序であります。

平成30年9月20日

御代田町議会議長 小井土哲雄

以上です。

○議長(小井土哲雄君) お諮りします。

ただいま議長が指名した諸君を、地方自治法第118条第3項の規定により、御代田町選挙管理委員会委員及び補充員の当選に定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君は、御代田町選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長（小井土哲雄君） 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長（茂木祐司君） 9月定例議会の閉会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

議員の皆様には、14日間にわたり慎重に御審議をいただき、大変御苦労さまでした。本議会に提案いたしました全ての案件について御承認、御決定いただきましたことに、心より感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。

本議会の中で議員の皆様からいただきました貴重な御意見や御提案につきましては、真摯に受けとめ、今後の行政運営に努めてまいりたいと考えております。

さて、町が進めております旧苗畑跡地における株式会社ひらまつのホテル計画についてですが、これまで計画の実現に必要な手続等を行ってまいりましたが、それらが整いましたのでお知らせいたします。

開発行為の許可としまして、都市計画法の規定による開発許可申請、御代田町環境保全条例の規定による届け出、また計画区域に農地が含まれていたことによる農地転用許可につきましては、9月14日付で許可となりました。

以上により、計画実施に際して必要な手続が整い、事業への着手となります。議会の皆様におかれましては、計画の実現に向け、長期間にわたり各方面において御理解御協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。

今後は、現場での工事や町発注の下水道工事が始まることとなります。地元区を初め御迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、事業の成功に向け、議員の皆様

様方の引き続きの御協力をお願い申し上げます。

いよいよ秋本番を迎え、季節の変わり目にもなってまいります。健康に十分御留意いただきまして御活躍されますよう御期待を申し上げまして、9月定例議会の閉会の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（小井土哲雄君）　これにて、平成30年第3回御代田町議会定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

閉　会　午前10時41分